

東和病院 通所リハビリテーション ハラスメント防止指針

1. 目的

本指針は、通所リハビリテーションにおけるハラスメントの防止および適切な対応を定め、利用者および職員が安全かつ安心してサービスを利用・提供できる環境を確保することを目的とする。

2. 適用範囲

本指針は、以下のすべてに適用する。

- 職員間
- 利用者およびその家族と職員
- その他関係者

3. ハラスメントの定義

本事業所におけるハラスメントとは、相手の尊厳を傷つけ、就業環境またはサービス提供環境を悪化させる言動をいう。

(1) パワーハラスメント

- 優越的立場を利用した言動
- 業務上必要かつ相当な範囲を超えた指導

(2) セクシュアルハラスメント

- 性的言動、身体接触
- 性的関係の強要や不快感を与える発言

(3) モラルハラスメント

- 無視、人格否定、精神的圧迫
-

(4)利用者・家族からのハラスメント

- 暴言(怒鳴る、侮辱する)
- 暴力(叩く、物を投げる)
- セクハラ(身体接触、性的発言)
- 過剰要求(制度外サービスの強要、執拗な苦情)

4. 基本方針

1. すべてのハラスメント行為を禁止する
2. 職員の安全および尊厳を最優先とする
3. 利用者および家族にも適切な行動を求める
4. ハラスメント発生時は組織として対応する
5. 相談・通報者に対する不利益な取扱いを禁止する

5. 事前対策(予防)

- 契約書および重要事項説明書にハラスメント禁止を明記
- 利用開始時に利用者・家族へ説明
- 年1回以上の職員研修実施
- リスクのある利用者の情報共有(カンファレンス)

6. ハラスメント発生時の対応

(1)初期対応

1. 職員は安全確保を最優先とし、その場を離れる
2. 単独対応は避ける
3. 速やかに上司・管理者へ報告する

(2)事業所としての対応

- 事実確認(複数職員で実施)
- 記録作成
- 管理者による対応方針決定

7. 対応区分

レベル1(軽度)

- 口頭注意
- 状況観察

レベル2(中等度)

- 文書による注意
- 家族への説明
- 担当変更・複数対応

レベル3(重度)

- 利用中止・契約解除の検討
- ケアマネジャー・主治医への報告
- 必要に応じて警察への相談

8. 記録および報告

ハラスメント発生時は以下を記録する。

- 発生日時
- 発生場所
- 状況(客観的事実)
- 発言内容(可能な限り正確に)
- 対応内容
- 再発防止策

9. 相談体制

本事業所は、ハラスメントに関する相談窓口を設置する。

相談窓口

- 管理者：糸田川 隼也
- 第三者窓口：松田 朋久 運営管理部統括代表

※匿名相談も可能とする

10. 職員の遵守事項

- ハラスメントを行わないこと
- 発見時は速やかに報告すること
- 被害を受けた場合は我慢せず相談すること

11. 利用者・家族への対応

利用者および家族に対し、以下を周知する。

- 暴言・暴力・セクハラは禁止
- 著しい場合はサービス利用の継続が困難となる場合がある

12. 教育・研修

- 年1回以上の研修実施
- 新規採用者への研修
- 事例検討の実施

13. 見直し

本指針は必要に応じて見直しを行う。

附則

本指針は令和7年4月1日より施行する。

東和病院 通所リハビリテーション
管理者 糸田川 隼也